

丹波市男女共同参画審議会に関する運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、丹波市男女共同参画審議会設置条例（平成30年丹波市条例第5号）第8条の規定に基づき、丹波市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開等）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）及び審議会において配付された資料の公開又は全部若しくは一部の非公開は、会長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に際しては、丹波市自治基本条例（平成23年丹波市条例第52号）の趣旨に照らし配慮するものとする。

（傍聴に関する事項）

第3条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録の作成）

第4条 会議の会議録は、まちづくり部人権啓発センターにおいて作成する。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この要領は、平成30年7月24日から施行する。